

(別添) 新旧対照表

変更前	変更後
<p>計画書</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p><省略></p> <p>一方、私たちの暮らしのあらゆる場面に情報技術(IT)が入り込む中で、その恩恵を市民生活の向上や活力ある地域社会づくりに生かすため、第5次松山市総合計画において「地域情報化の推進」及び「電子市役所の構築」を目指している。そこで、平成12年3月に策定された「<u>情報化プラン構想</u>」の具現化を図るために、平成14年度から平成16年度までの3ヵ年の個別具体的な情報化施策として「<u>松山市情報化推進アクションプラン</u>」を策定した。この計画は、情報化の推進について、ハードの整備に重点が置かれていたものであったが、急速に進展する高度情報化社会に対応するため、新たな情報化計画が必要となってきたことから、平成17年度から平成19年度までの3ヵ年の計画として、「<u>松山市情報化推進アクションプランⅡ</u>」を策定した。この計画の中で、地域の情報化を推進するとともに、本市のIT関連や既存の地域産業が発展するためには、ITを利活用できる人材を育成することが重要であると位置付けている。</p> <p><以下略></p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p><省略></p> <p>そこで、国は「u-Japan」と銘打ち、さまざまな社会の課題が解決される2010年の日本の姿を描き、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続し、情報の自由なやり取りを行うことができるユビキタスネットワーク社会の構築を目指している。本市でも本年2月に地域の商店街などで携帯電話や、8月に地域の公共交通機関において、ICカードを活用した料金支払いが可能となり、電子マネーが普及し始め、その流れは私たちの暮らしに及んでいる。</p> <p>また、「平成17年 情報通信に関する現状報告」によると、平成15年における我が国の情報化投資は23.4兆円で、民間投資の26.1%を占めており、情報通信産業の労働生産性(付加価値額÷雇用者数)は、鉄鋼に次ぐ二番目の高さであり、同年の経済成長率2.46%に対する、情報通信産業の成長による寄与度は1.13%で、約50%を占めていることから、情報通信産業は我が国の経済成長に大きく寄与して</p>	<p>計画書</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p><省略></p> <p>一方、私たちの暮らしのあらゆる場面に情報技術(IT)が入り込む中で、その恩恵を市民生活の向上や活力ある地域社会づくりに生かすため、第5次松山市総合計画において「地域情報化の推進」及び「電子市役所の構築」を目指している。これまでも平成12年3月策定の「<u>情報化プラン構想</u>」に基づき、個別具体的な情報化施策として「<u>松山市情報化アクションプラン</u>」(平成14年度～平成16年度)、「<u>松山市情報化アクションプランⅡ</u>」(平成17年度～平成19年度)を策定し、日本一の情報流通都市、唯一のコンテンツをもった個性と魅力ある市を目指して、様々な分野において情報化を進めてきた。しかしながら、高度なレベルで進展しているITを利活用し、さらなる市民の利便性の向上に向け、ITの恩恵が実感できる社会をめざしていく必要があることから、情報化推進の指針として、平成20年3月に「<u>松山市情報化推進指針</u>」を策定し、基本目標である「ITで築く魅力あるまち松山をめざして」、具体的な取り組みを、実施計画である「<u>松山市情報化推進アクションプランⅢ</u>」として策定した。</p> <p><以下略></p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p><省略></p> <p>そこで、国は「u-Japan」と銘打ち、さまざまな社会の課題が解決される2010年の日本の姿を描き、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続し、情報の自由なやり取りを行うことができるユビキタスネットワーク社会の構築を目指している。本市でも平成17年2月に地域の商店街などで携帯電話や、8月に地域の公共交通機関において、ICカードを活用した料金支払いが可能となり、電子マネーが普及し始め、その流れは私たちの暮らしに及んでいる。</p> <p>また、「平成20年 情報通信に関する現状報告(情報通信白書)」によると、平成18年における我が国の情報化投資は19.2兆円で、民間投資の22.2%を占めており、情報通信産業の労働生産性(付加価値額÷雇用者数)は、鉄鋼に次ぐ二番目の高さであり、同年の経済成長率2.7%に対する、情報通信産業の成長による寄与度は1.0%で、寄与率は37.0%を占めていることから、情報通信産業は常に我が国の経済</p>

いるということが言える。

<省略>

そのため、本市では、情報処理に関する国家試験において、基本的な資格として位置付けられている「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の特例措置を適用することによって、地域の情報化に貢献する人材の育成及び輩出や、また、この資格をステップにし、より上級の国家資格の取得や高度なIT技術者を目指す環境づくりを行い、さらには地域産業の活性化につなげていくものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 合格率の向上及び合格者の拡大による若年 IT 人材の輩出

愛媛県における平成16年度本試験の合格率は全国平均に比べ若干低く、また、就職先としてのIT企業の受け皿が大都市ほど多くないということから、県外の情報関係学校に進学する、または市内の学校を卒業しても、県外の企業へ就職するといった傾向が見られる。

<省略>

(2) IT 関連産業の誘致、集積及び産業の情報化による地域産業の振興

「情報化推進プラン」と「e-まちづくり戦略」との連携により、さまざまな事業の展開を図っていく中で、IT 関連企業の誘致、集積の促進及び IT 人材の育成は密接に関わっており、前者については、数多くの優秀な人材の確保、後者については、市外へ流出を防ぐため、就職先としての受け皿づくりが必要条件であり、双方を表裏一体のものとして取り組んでいく。

<以下略>

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

<省略>

(3) 「IT 都市まつやま」としての情報発信

平成16年度には総務省が推進する「IT ビジネスモデル地区」の指定を受け、「e-まちづくり戦略」によるさまざまな事業展開を進めているが、今後の展開として、これまで進めてきたハード環境整備を最大限に有効活用し、より大きな経済効果を創出するため、先駆的なアプリケーションの開発や人材の育成などのソフト環境整備に対してもより力を入れ、観光、福祉文化、防災、在宅就労における IT ビジネスモデル

成長をけん引する役割を果たしているということが言える。

<省略>

そのため、本市では、情報処理に関する国家試験において、基本的な資格として位置付けられている「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の特例措置を適用することによって、地域の情報化に貢献する人材の育成及び輩出や、また、この資格をステップにし、より上級の国家資格の取得や高度な IT 技術者を目指す環境づくりを行い、さらには地域産業の活性化につなげていくものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 合格率の向上及び合格者の拡大による若年 IT 人材の輩出

愛媛県における平成20年度本試験の合格率は22.8%で、全国平均(22.1%)に比べ若干高いが、就職先としてのIT企業の受け皿が大都市ほど多くないということから、県外の情報関係学校に進学する、または市内の学校を卒業しても、県外の企業へ就職するといった傾向が見られる。

<省略>

(2) IT 関連産業の誘致、集積及び産業の情報化による地域産業の振興

「情報化推進アクションプランⅢ」と「e-まちづくり戦略NEXT」との連携により、さまざまな事業の展開を図っていく中で、IT関連企業の誘致、集積の促進及びIT人材の育成は密接に関わっており、前者については、数多くの優秀な人材の確保、後者については、市外へ流出を防ぐため、就職先としての受け皿づくりが必要条件であり、双方を表裏一体のものとして取り組んでいく。

<以下略>

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

<省略>

(3) 「IT 都市まつやま」としての情報発信

平成16年度には総務省が推進する「ITビジネスモデル地区」の指定を受け、「e-まちづくり戦略NEXT」によるさまざまな事業展開を進めているが、今後の展開として、これまで進めてきたハード環境整備を最大限に有効活用し、より大きな経済効果を創出するため、先駆的なアプリケーションの開発や人材の育成などのソフト環境整備に対してもより力を入れ、観光、福祉文化、防災、在宅就労におけるITビジネスモデル

を構築し、「IT都市まつやま」として、イメージアップを図り、全国へ情報発信を行い、更なる地域経済の活性化につなげていく。

8 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

<省略>

■IT活用施策

【電子自治体の構築、行政事務の情報化】

- (1) ホームページ機能の拡充
 - ・課別ホームページの作成、ユニバーサルデザイン化、動画の導入、子供向けホームページの作成
- (2) 都市計画図の一般公開
 - ・電子地図化している都市計画図のホームページ公開への検討
- (3) 行政情報検索システムの構築
 - ・電子的に決裁・文書管理する行政文書管理システムと連動し、インターネットで行政情報の有無及び件名が確認できる仕組みの検討
- (4) 電子申請システムの構築
 - ・インターネットから、各種申請や届出ができる電子申請受付システムを県内各市町ともに共同導入

【情報インフラの整備】

- (5) 市内に3,000kmを超える光ファイバ網の整備
 - ・超高速大容量通信網整備費補助事業

デルを構築し、「IT都市まつやま」として、イメージアップを図り、全国へ情報発信を行い、更なる地域経済の活性化につなげていく。

8 特定事業の名称

1132(1144、1446) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

<省略>

■IT活用施策

【電子自治体の構築、行政事務の情報化】

- (1) ホームページ機能の拡充
 - ・課別ホームページの作成、ユニバーサルデザイン化、動画の導入、子供向けホームページの作成
- (2) 都市計画図の一般公開
 - ・電子地図化している都市計画図のホームページへの一般公開
- (3) 行政情報検索システムの構築
 - ・電子的に決裁・文書管理する行政文書管理システムと連動し、インターネットで行政情報の有無及び件名が確認できる仕組みの検討
- (4) 電子申請システムの運用
 - ・インターネットから、各種申請や届出ができる電子申請受付システムを県内各市町ともに共同導入

【情報インフラの整備】

- (5) 市内に3,000kmを超える光ファイバ網の整備
 - ・超高速大容量通信網整備費補助事業

電気通信事業者が民間サービス等に利用される超高速大容量通信網の整備費に対する補助

(6) 島嶼部を結ぶ地域イントラネットの構築

・情報通信基盤の整備が遅れている島嶼部におけるブロードバンド利用環境の向上を図るため、島嶼部を無線と光ファイバで結ぶネットワークを構築し、小中学校、公共機関の整備やTV会議システム等を活用した教育や福祉等の行政アプリケーションを充実させる。

<以下略>

電気通信事業者が民間サービス等に利用される超高速大容量通信網の整備費に対する補助

(6) 島嶼部を結ぶ地域イントラネットの運用

・情報通信基盤の整備が遅れている島嶼部におけるブロードバンド利用環境の向上を図るため、島嶼部を無線と光ファイバで結んだネットワークを利用し、小中学校、公共機関の整備やTV会議システム等を活用した教育や福祉等の行政アプリケーションを充実させる。

<以下略>

1 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1)講座の開設者

学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校(愛媛県松山市辻町1-33)

学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校(愛媛県松山市柳井町3丁目3-31)

(2)修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋 AK ビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

- ① 初級システムアドミニストレータ講座(Aコース/サーティファイ・シスアド技術者能力試験3級併用コース) 別添資料1のとおり
- ② 初級システムアドミニストレータ講座(Bコース/サーティファイ・シスアド技術者能力試験2級併用コース) 別添資料2のとおり

- ③ 初級システムアドミニストレータ講座(Cコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験1級併用コース) 別添資料3のとおり

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

- ④ 初級システムアドミニストレータ講座(Dコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験3級併用コース) 別添資料4のとおり
- ⑤ 初級システムアドミニストレータ講座(Eコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験2級併用コース) 別添資料5のとおり
- ⑥ 初級システムアドミニストレータ講座(Fコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験1級併用コース) 別添資料6のとおり

(2) 修了認定の基準

初級システムアドミニストレータ講座(A、Dコース)については、シスアド技術者能力認定試験3級を受験し合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

初級システムアドミニストレータ講座(B、Eコース)については、シスアド技術者能力認定試験2級を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

初級システムアドミニストレータ講座(C、Fコース)については、シスアド技術者能力認定試験1級を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、サーティファイ・シスアド技術者能力試験における2級の合格者を3級、1級合格者を1級及び2級の資格の合格者と同等に取り扱う。

(講座の出席率の基準)

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

- ① 初級システムアドミニストレータ講座(Aコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験3級併用コース) 80%以上
- ② 初級システムアドミニストレータ講座(Bコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験2級併用コース) 80%以上
- ③ 初級システムアドミニストレータ講座(Cコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験1級併用コース) 80%以上

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

- ④ 初級システムアドミニストレータ講座(Dコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験3級併用コース) 80%以上
- ⑤ 初級システムアドミニストレータ講座(Eコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験2級併用コース) 80%以上
- ⑥ 初級システムアドミニストレータ講座(Fコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験1級併用コース) 80%以上

松山コンピュータ専門学校並びに愛媛電子ビジネス専門学校において、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(3級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている初級システムアドミニストレータ講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、初級システムアドミニストレータ講座(A、Dコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

また、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている初級システムアドミニストレータ講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、初級システムアドミニストレータ講座(B、Eコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

同様に、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(1級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている初級システムアドミニストレータ講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、初級システムアドミニストレータ講座(C、Fコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

よって、これらの有資格者に対し、修了認定に係る試験を実施し、修了認定に係る試験の提供者の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)の規定により、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する場合には、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

初級システムアドミニストレータ講座(A、B、C、D、E、Fコース・サーティファイ併用コース)については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただ

し、初級システムアドミニストレータ講座(A、B、C、D、E、F コース・サーティファイ併用コース)について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日、受講講座に対応する民間資格の資格証明書の写し及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:シスアド技術者能力認定試験(3級、2級、1級)

試験科目:シスアド技術者能力認定試験(3級、2級、1級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

サーティファイ(シスアド技術者能力認定試験)試験範囲	3級	2級	1級
1 情報の基礎理論			
基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論	○	○	○
状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語			
計算量と情報量			
2 データ情報とアルゴリズム			
データ構造、アルゴリズムの基礎			
流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法		○	○
各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率			
3 ハードウェア			
半導体と集積回路	○	○	○
プロセッサ、動作原理		○	○
メモリ、記憶媒体、補助記憶装置	○	○	○

	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体	○	○	○
	コンピュータの種類と特徴	○	○	○
4 基本ソフトウェア				
	OSの種類と構成	○	○	○
	プロセス管理、割込み制御			○
	主記憶管理、仮想記憶			○
	入出力制御、ジョブ管理			○
	ファイル管理、障害管理	○	○	○
	ヒューマンインタフェース、日本語処理	○	○	○
	ミドルウェア	○	○	○
5 システム構成と方式				
	システム構成方式、処理形態	○	○	○
	システム性能、信頼性		○	○
	応用システム	○	○	○
6 システム開発と運用				
	プログラム構造、制御構造			
	プログラム言語、言語処理系	○	○	○
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用	○	○	○
	開発手法、設計手法、テスト手法		○	○
	開発環境と開発管理			○
	システムの環境整備、運用管理		○	○
	システムの保守			○
7 ネットワーク技術				
	プロトコルと伝送制御		○	○
	符号化と伝送制御	○	○	○
	LANとインターネット	○	○	○

	電気通信サービス	○	○	○
	ネットワーク性能		○	○
	伝送媒体、通信装置	○	○	○
	ネットワークソフト			
8 データベース技術				
	データベースモデル		○	○
	データの分析・正規化		○	○
	データ操作	○	○	○
	データベース言語、SQL の利用	○	○	○
	DBMS の機能と特徴		○	○
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)		○	○
	分散データベース		○	○
9 セキュリティ				
	セキュリティ対策	○	○	○
	インテグリティ対策			
	プライバシー保護		○	○
	可用性・安全対策			○
	リスク管理			
	ガイドライン		○	○
10 標準化				
	開発と取引の標準化			
	情報システム基盤の標準化			○
	データの標準化	○	○	○
	標準化組織	○	○	○
11 情報化と経営				
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)	○	○	○

情報化戦略(業務改善など)	○	○	○
財務会計(会計基準、財務諸表など)		○	○
管理会計(損益分岐点、原価管理など)		○	○
IE 分析手法、管理図		○	○
確率と統計		○	○
最適化問題、意志決定理論			○
情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)	○	○	○
関連法規(情報通信、知的財産権)	○	○	○
関連法規(労働、取引、安全、法律、倫理など)			○
12 表現能力			
発表技術		○	○
文章の書き方	○	○	○
マルチメディアの利用		○	○

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

1 特定事業の名称

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
<省略>

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人
情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

① 基本情報技術者講座(Aコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験3級
併用コース) 別添資料7のとおり

② 基本情報技術者講座(Bコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級
併用コース) 別添資料8のとおり

③ 基本情報技術者講座(Cコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験1級
併用コース) 別添資料9のとおり

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

④ 基本情報技術者講座(Dコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験3級
併用コース) 別添資料10のとおり

⑤ 基本情報技術者講座(Eコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級
併用コース) 別添資料11のとおり

⑥ 基本情報技術者講座(Fコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験1級
併用コース) 別添資料12のとおり

1 特定事業の名称

1132(1144、1446) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
<省略>

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人
情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

① 基本情報技術者講座(Aコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級
併用コース) 別添資料1のとおり

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

② 基本情報技術者講座(Bコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級
併用コース) 別添資料2のとおり

(2) 修了認定の基準

基本情報技術者講座(A、Dコース)については、情報処理技術者能力認定試験3級を受験し合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

基本情報技術者講座(B、Eコース)については、情報処理技術者能力認定試験2級を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

基本情報技術者講座(C、Fコース)については、情報処理技術者能力認定試験1級を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、サーティファイ・情報処理技術者能力試験における2級の合格者を3級、1級合格者を1級及び2級の資格の合格者と同等に取り扱う。

(講座の出席率の基準)

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

① 基本情報技術者講座(Aコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験3級併用コース) 80%以上

② 基本情報技術者講座(Bコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 80%以上

③ 基本情報技術者講座(Cコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験1級併用コース) 80%以上

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

④ 基本情報技術者講座(Dコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験3級併用コース) 80%以上

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

(講座の出席率の基準)

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

① 基本情報技術者講座(Aコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 80%以上

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

② 基本情報技術者講座(Bコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 80%以上

⑤ 基本情報技術者講座(Eコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級

併用コース) 80%以上

⑥ 基本情報技術者講座(Fコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験1級

併用コース) 80%以上

松山コンピュータ専門学校並びに愛媛電子ビジネス専門学校において、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(3級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(A、Dコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

また、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(B、Eコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

同様に、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(1級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(C、Fコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

<省略>

松山コンピュータ専門学校並びに愛媛電子ビジネス専門学校において、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(A、Bコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

<省略>

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

基本情報技術者講座(A、B、C、D、E、Fコース・サーティファイ併用コース)については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、基本情報技術者講座(A、B、C、D、E、Fコース・サーティファイ併用コース)について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日、受講講座に対応する民間資格の資格証明書の写し及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: 情報処理技術者能力認定試験(3級、2級、1級)

試験科目: 情報処理技術者能力認定試験(3級、2級、1級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験)試験項目	3級	2級	1級
----------------------------	----	----	----

基本情報技術者講座(A、Bコース・サーティファイ併用コース)については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日、受講講座に対応する民間資格の資格証明書の写し及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: 情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目: 情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験)試験項目	
科目 シ ス テ ム	1 基礎理論
	1 基礎理論

1 情報の基礎理論			
基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語		<u>○</u>	<u>○</u>
計算量と情報量		<u>○</u>	<u>○</u>
2 データ情報とアルゴリズム			
データ構造、アルゴリズムの基礎	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率		<u>○</u>	<u>○</u>
3 ハードウェア			
半導体と集積回路	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
プロセッサ、動作原理	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
メモリ、記憶媒体、補助記憶装置	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
コンピュータの種類と特徴	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
4 基本ソフトウェア			
OSの種類と構成	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
プロセス管理、割込み制御	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
主記憶管理、仮想記憶	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
入出力制御、ジョブ管理	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
ファイル管理、障害管理	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
ヒューマンインタフェース、日本語処理	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
ミドルウェア	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
5 システム構成と方式			
システム構成方式、処理形態	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
システム性能、信頼性		<u>○</u>	<u>○</u>

基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など	
確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など	
符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など	
伝送理論(伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など)	
2 アルゴリズムとプログラミング	
データ構造(スタックとキュー、2分木、リストなど)	
流れ図の理解、アルゴリズム(整列、探索、併合など)	
プログラム構造、データ型など	
プログラム言語(種類と特徴など)	
2 コンピュータシステム	
3 コンピュータ構成要素	
コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど	
主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど	
補助記憶装置や媒体(種類と特徴、性能計算など)	
入出力インターフェイス(種類と特徴など)	
入出力装置(種類と特徴、性能計算など)	
4 システム構成要素	
システムの利用形態、システム構成など	
クライアントサーバシステム、RAIDなど	
システムの性能、信頼性、経済性など	
5 ソフトウェア	
オペレーティングシステム(タスク管理、記憶管理など)	

応用システム	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
6 システム開発と運用			
プログラム構造、制御構造	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
プログラム言語、言語処理系	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
EUC、EUD、ソフトウェアの利用	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
開発手法、設計手法、テスト手法	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
開発環境と開発管理			<u>○</u>
システムの環境整備、運用管理		<u>○</u>	<u>○</u>
システムの保守			<u>○</u>
7 ネットワーク技術			
プロトコルと伝送制御		<u>○</u>	<u>○</u>
符号化と伝送制御	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
LANとインターネット	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
電気通信サービス	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
ネットワーク性能		<u>○</u>	<u>○</u>
伝送媒体、通信装置	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
ネットワークソフト		<u>○</u>	<u>○</u>
8 データベース技術			
データベースモデル		<u>○</u>	<u>○</u>
データの分析・正規化		<u>○</u>	<u>○</u>
データ操作		<u>○</u>	<u>○</u>
データベース言語、SQLの利用		<u>○</u>	<u>○</u>
DBMSの機能と特徴		<u>○</u>	<u>○</u>
データベース制御機能(排他制御、リカバリ)		<u>○</u>	<u>○</u>
分散データベース			<u>○</u>
9 セキュリティ			
セキュリティ対策	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>

ミドルウェア(API、ライブラリ、シェルなど)	
ファイルシステム(ディレクトリ、ファイル編成など)	
言語処理ツール(コンパイラ、リンカ、ローダなど)	
CASE、エミュレータ、シュミレータなど	
6 ハードウェア	
基本論理回路、組合せ回路など	
3 技術要素	
7 ヒューマンインターフェース	
GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など	
8 マルチメディア	
オーサリングツール、JPEG、MPEGなど	
9 データベース	
データベースのモデル、DBMSなど	
データ分析、データベースの設計、データの正規化など	
データ操作、SQLなど	
排他制御、障害回復、トランザクション管理など	
データウェアハウス、データマイニングなど	
10 ネットワーク	
インターネット(各種プロトコル、IPアドレスなど)	
LANとWAN(トポロジ、回線、DSU、モデムなど)	
LANのアクセス制御方式、LAN間接続装置など	
OSI基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など	

	インテグリティ対策			○
	プライバシー保護		○	○
	可用性・安全対策			○
	リスク管理			
	ガイドライン		○	○
10 標準化				
	開発と取引の標準化			○
	情報システム基盤の標準化		○	○
	データの標準化	○	○	○
	標準化組織	○	○	○
11 情報化と経営				
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)		○	○
	情報化戦略(業務改善など)		○	○
	財務会計(会計基準、財務諸表など)			○
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)			○
	IE分析手法、管理図		○	○
	確率と統計		○	○
	最適化問題、意志決定理論		○	○
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)	○	○	○
	関連法規(情報通信、知的財産権)	○	○	○
	関連法規(労働、取引、安全、法律、倫理など)			○
12 表現能力				
	発表技術			
	文章の書き方			
	マルチメディアの利用			

テクノロジ系		ADSL、FTTH、CATV回線、イントラネットなど
	11 セキュリティ	
		暗号技術、認証技術、利用者確認など
		ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など
		不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
	4 開発技術	
	12 システム開発技術	
		業務分析と要件定義(DFD、E-R図、UMLなど)
		モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
		構造化プログラミング、コーディングなど
	テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど	
13 ソフトウェア開発管理技術		
	ソフトウェア開発手法(スパイラルモデルなど)	
	SLCP、リバースエンジニアリングなど	
マネジメント系	5 プロジェクトマネジメント	
	14 プロジェクトマネジメント	
		コスト見積り(ファンクションポイント法など)
		日程計画(アローダイアグラムなど)
		進捗管理、品質管理、コスト管理など
	6 サービスマネジメント	
	15 サービスマネジメント	
	ITIL(サービスサポート、サービスデリバリーなど)	

			コンピュータの運用・管理、システム移行など		
ストラテジ系	7 システム戦略	17 システム戦略	業務プロセス(業務改善、BPR、SFAなど)		
		8 経営戦略	19 経営戦略マネジメント	経営戦略手法(コアコンピタンス、PPMなど)	
				マーケティング理論、マーケティング手法など	
			経営管理システム(CRM、SCM、ERPなど)		
	ストラテジ系	21 ビジネスインダストリ		ビジネスシステム(POSシステム、EOSなど)	
				エンジニアリングシステム(CAD、CAM、MRPなど)	
				e-ビジネス(EC、EDI、RFIDなど)	
		9 企業と法務	22 企業活動		経営組織(事業部制組織、CIOなど)
					ヒューマンリソース(OJT、CDP、MBOなど)
					経営管理と問題発見技法(PDCA、KJ法など)
	OR・IE(線形計画法、品質管理、在庫問題など)				
	会計・財務(財務会計、管理会計、リースなど)				
	23 法務		知的財産権(著作権、産業財産権など)		

<省略>

<省略>

ガイドライン(ソフトウェア管理ガイドラインなど)

標準化団体(JIS、ISO、IEEEなど)

各種コード(文字コード、QRコード、ISBNコードなど)

補助単位(T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ)